

江戸期富士門流法難の背景

小林 正 博

はじめに

堀日亨上人の編纂による富士宗学要集第九巻の「法難編」には、熱原・岩本四十九院・天文度・千葉・金沢・讃岐・仙台・寛政度・尾張・伊那・八戸・弘化度・昭和度と章立てがなされ、それぞれの史料と亨師の所見が掲載されている。

このうち江戸期の法難は千葉法難から弘化度の法難に至る九つである。⁽¹⁾

本稿では、この九法難について江戸時代の宗教事情に即しながら法難の背景を明らかにしていきたい。構成は、まず各法難の概略を示し(第一節)次に幕府の宗教政策を論じ(第二節)そのもとの身延の勢力拡大の実態を明かし(第三節)最後にそれらの政治的・宗教的背景と法難とのかかわり(第四節)についてまとめていきたい。

第一節 近世における富士門流法難の概略

江戸幕府治世下における富士門流法難の概略を示せば次の表のようになる。

法難名	年代	法難の内容	主な受難者	法難の主体者
千葉	宝永 三(一七五六)	斬罪・追放	源右衛門他	最福寺
金沢①	享保十一(一七二六)	国禁	金沢法華講	身延妙成寺
②	元文 五(一七五〇)	再び国禁	金沢法華講	加賀藩
讃岐	宝暦 三(一七五三)	投獄のち牢死	敬慎坊日精他一人	北山本門寺
仙台①	明和 二(一七五五)	投獄	賀川権八他	仙台藩
金沢③	明和 二(一七五五)	八名閉戸	金沢法華講	加賀藩
④	明和 七(一七七〇)	武士多数閉門	金沢法華講	加賀藩
伊那	天明 四(一七八四)	投獄	城倉茂左衛門	曹洞宗
金沢⑤	天明 六(一七八六)	投獄・牢死	竹田・田中	加賀藩
寛政度	寛政 七(一七九五)	本尊批判	要法寺と信徒	京日蓮宗
仙台②	文化 元(一八〇四)	投獄	加藤了助	仙台藩
尾張①	文政 八(一八二五)	襲撃	木全右京	身延信徒
尾張②	天保 八(一八三七)	襲撃連行	平松増右衛門	身延信徒
八戸	弘化 元(一八四〇)	追放・投獄	日成・喜八	什門本寿寺
弘化度	弘化 四(一八四二)	追放	左源太	身延派僧
尾張③	嘉永 元(一八四八)	拷問	理蔵・善之右衛門	身延本遠寺
尾張④	安政 四(一八五七)	拘禁	善之右衛門他	不明

これらの法難を内容的に分けるとすれば、まず寺院間の相論として讃岐・寛政度が挙げられる。讃岐法難は、幕府の本末体制を利用して北山本門寺が讃岐本門寺を末寺に組み込もうと画策したものであり、寛政度の法難は大石寺流の本尊にもどろうとした京都の要法寺に対して、京都の十五本山が天正の盟約を盾にそれを阻止せんとして起こった法難である。いずれもその裁定に幕府の宗教政策が強く働いており、讃岐本門寺は北山の末寺と決せられ寺号も法華寺に変更させられている。

要法寺はついに十五本山に妥協し大石寺流本尊の主張を降ろしてしまった。しかし、讃岐は北山への従身不従心を貫き、大石寺へ詣でるものが絶えず、要法寺では妥協に対して今度は末寺が釈迦本尊を認めず対応に苦慮していたことは特筆すべきことである。⁽³⁾

次に藩内に育った檀信徒たちの急激な拡大により、幕藩からの弾圧を浴びたのが金沢・伊那・尾張・八戸の各法難である。これらは大石寺の末寺がなかったために、新寺建立の申請をたびたび提出したがかえって既得権を持つ日蓮宗寺院の訴えや介入にあり、幕藩の新寺建立禁止令にも抵触して却下されたのである。

仙台の場合は末寺はあったものの、仙台東部の信徒が増大したのを契機に廃寺を復興する形で新寺建立を図ったが阻まれている。

なによりも大石寺末寺建立が実現すれば、多くの信徒がそれまでの檀那寺から離檀し、檀那寺の経済的打撃、幕府の宗教統制の乱れにつながるため、認可し得ない構造が厳然と存在していたのである。この事前の承諾なき離檀がもとで有無を言わさぬ弾圧にあったのが千葉法難である。

残りの弘化度の場合は身延派僧による大石寺批判が端緒になって、これを逆に破して法難を招いたものであった。以上のように九つの法難は①寺院間相論②檀信徒の拡大③他宗派僧破折という三つの様相に分類できるが、これらは幕藩とその公認寺院という体制内勢力への信仰的不服従・抵抗・批判に対する政治的弾圧という図式に集約するこ

とが可能であろう。その宗教的次元の問題を政治的次元へと変質させる媒介として、ほとんどの法難に共通する日蓮宗他派の幕府への訴訟が存在していることも看過してはならないのである。まさに幕府公認の諸寺院とは、幕府の宗教統制を安定推進するための政治的機構を形成する重要な役所に他ならなかったのである。特に本寺・諸藩の触頭⁽⁴⁾に与えられた権限は末寺はもとより、檀信徒たる庶民の生活そのものに重大な影響を及ぼすほどの権威と権勢を有していたのである。その具体的な様相を次に論じていく。

第二節 江戸幕府の宗教政策

当時は檀信徒が拡大していくとそこには必然的に反対方向の二つの運動が生じた。一つは内部側からで幕藩に対する大石寺末寺の建立申請であり、もう一つは外部側で拡大そのものを徹底阻止しようという動きである。いうまでもなく幕藩が味方したのは後者であった。それはひとえに当時の政治的事情によるものであった。要言すれば、將軍―寺社奉行―本寺―末寺―檀信徒という民衆支配のヒエラルキーを乱す側と守る側の背反する二つの要求が幕藩に向けられ、その裁断を幕藩が決するというのが法難の政治的な観点からの構造なのである。

その政治的構造である幕府の宗教政策の根本的姿勢は王法為本にあった。中世後半は概して各宗とも仏法為本を貫いていた。ただしその姿勢を堅持し得たのは叡山・興福寺・真宗等のように強大な僧兵を擁し、一つの独立した王法を所持し、守護大名・戦国大名に劣らぬ政治力が背景にあったからである。しかし、信長の叡山焼討ち、本願寺攻め、秀吉の刀狩りによって仏法為本勢力は著しく後退し、いわば土僧分離が確定した⁽⁵⁾。これを徳川が継承したのはいうまでもない。したがって江戸期は、統制を基調とした宗教政策の実施が寺院側に押し付けられ、それに随順しない限り寺領も地子等も得られないという王仏の主従関係、王法為本における封建制度が決められたのである。

その具体的第一段階が、宗教儀礼の奨励と本末制度を基調とした三十四通の諸寺院法度(二六〇―二六六)の発

布であった⁽⁷⁾。この二つの方針は檀林の隆盛と本寺の権限強化を確定することになる。特に本末体制によってそれまで関東の一門流にすぎなかった身延山久遠寺の著しい台頭を招くことになるのである。その経過は次節で述べるが幕府は本末体制の具体的方策として諸宗本山から末寺の書き上げを命じ、各本山は末寺帳(寛永の末寺帳・一六三二)を提出した。このとき身延がだした末寺は一千六十箇寺に及び、全日蓮教団の約半数を占めていたのである。この本末体制は細分化すると、本寺格の大本山・中本山・小本山と末寺の直末・孫末・曾孫末となりこれらが上下関係をつくり、本山が住持の任命権を握っており、内外に亘る訴訟事も上寺の添え状を必要とするなど一切の権限が本山に集中する体制であった。そして、この本末体制は幕府寺社奉行の管轄下にあったことから幕府主導ですすめられていったのである。

第二段階は民衆統制のための宗門改めである。宗門改めは当初、切支丹対策から始められたもので、その摘発のため庄屋・各戸家頭から所属の住民の宗旨を報告させるといいうゆる俗請であった。これが後に寺院の役割に切り替えられ、いわゆる寺請として全民衆を対象に制度化されたのは寛永十二年(一六三五)を初見としてそれ以降である。寛文四年(一六六四)には幕府は一万石以上の諸大名に命じて宗門改め役を設置することと毎年改めを実施することを命じたのである。さらに寛文九年(一六六九)には寺請を宗門改めに加えること、同十一年(一六七二)には宗旨人別帳作成の命を全国へ下した。

こうして宗門改めが寺院による寺請・宗旨人別帳作成へと進展し、檀家制度が確立するのが第三段階である。寛文十一年(一六七二)の宗旨人別帳の記載事項は①百姓の一戸ごとの人別②一戸・一村・一郡ごとの男女別人口③死亡・生誕・婚姻・奉公・転居による住民の移動④各人の年齢・宗旨で、これを各寺院から吸い上げて藩として住民の実態掌握をしていったのである。その機能はまさに戸籍に匹敵するものであり、寺院はその作成の実質的役割を担う行政機構の一機関として組み込まれ、住職は戸籍吏と化すに至ったのである。実に今日も存在する「家の宗教」を確定し

た壇家制度の始まりである。当時の民衆にとって壇家制度とは、宗教的心情から発した主体的な寺院との結び付きを意味するものでないことは明らかである。生活していくうえで何をすることも寺請証文がない限り身動きがとれないような関係で寺院との結び付きを余儀なくされた制度こそ壇家制度の実態といえよう。壇家制度は江戸時代を通じて、初めに結んだ檀那寺から離檀することがほとんど不可能であり、純粹な信仰心をも蹂躪する悪弊であったのである。王法為本を基調とする幕府の宗教政策は、信心為本を最後まで認めることはなかったのである。実に宗門改めは明治四年（一八七二）戸籍法が施行されるまで続けられたのである。

第三節 身延の権力便乗

前節で示したような本末体制、寺請、壇家制度という三段階の幕府の宗教政策に巧みに便乗して日蓮教団の覇権を握ったのが身延山久遠寺である。

徳川氏の江戸開府に至るまでは、教団の中心勢力は京都に注がれ、日蓮教団の動向は京都を中心に展開されたといっても過言ではない。したがって身延は中山・池上とともに関東三本山の一つでしかなく、教団の指導的役割を担う総本山格とはほど遠い存在にあった。中世における教団の色分けは教義上の本迹勝劣一致にあり実践面における折伏主義、不受不施義は教団全体の共通認識であった。

実に身延の台頭は、中世から近世にかけて政治の中心地が洛中から関東へと移行するなかで折伏主義の旗を降ろし、不受不施義を捨て、江戸幕府の草創期に巧みに便乗して、その体制づくりに与同しつつ、教団の管理経営権を不動のものとし江戸時代の身延政権時代を現出したものである。したがって江戸期の幕藩体制と身延覇権の関係は人民の管理支配体制における上下関係なのであって、幕府の日蓮教団支配という政治的役割を身延が分掌し代行していたことに他ならないのである。

本節ではその身延台頭への経過を論じ後述する富士門流法難の背景にある権力構造を押さえておきたい。
身延覇権までの経過には大きく次の三期の区分が考えられる。

第一期：洛中中心時代（室町から信長・秀吉の時代）

第二期：関東中心時代（江戸幕府開創期）

第三期：身延中心時代（幕藩体制確立期）

第一期は、洛中における法華宗の勢力の拡大にともない大きく立ちふさがった叡山・信長・秀吉という権力との対応を余儀なくされた時代である。

寛正六年（一四六五）、本覺寺日住（朗門系・四条門流）の足利義政への諫暁が容認されたのをきっかけにそれまで満を持していた叡山側は一気に洛中における権力奪回を画して法華宗並びに本願寺勢力の駆逐の挙に出、僧兵をおしててて本願寺・蓮如を大津へ追いやった。一方、本迹論をめぐって対立していた法華宗は寛正の盟約を結んで叡山に對抗した（寛正七年・一四六六）。盟約の主なもの挙げれば、①高祖所立の本迹は一体としたこと ②折伏主義の徹底 ③社参厳戒 ④謗者供養の不受 ⑤新檀越の誘取厳禁というものであった。

②③④は伝統教義の保持への強固な姿勢が基調にあり、⑤は各寺（本山当時二十一ヶ寺）の檀越の奪い合いを制し、経済的基盤の保護、それをめぐる諸寺間の紛争の歯止めをめぐらしたものである。

①については叡山という巨大な權威・軍事勢力に対抗する大義名分の前に本迹劣致争論による分裂回避のための教義的解決案ともいうべきであった。「一体」の表現は一致派からみれば「一往勝劣・再往一致」の解釈に矛盾はなく勝劣派から見れば「本門体内における本迹論」との解釈が成立する。いずれにしても盟約の第一条にこれをおき劣致争論拡大の芽をつみとって結束を第一義に立てた洛中法華宗団の危機感が強く働いていることは否めない。

しかし、天文五年（一五三六）、天文法華の乱が勃発、叡山僧徒によって洛中二十一ヶ寺本山はことごとく焼失、朝

延からも洛中における法華宗退去令が下される。この弾圧を契機として権力との対応のあり方をめぐって教団は内紛と混乱の時代に突入していくのである。六年後、洛中の還許が下され続々と旧本山が復帰するなか新たに十六本山体制が成立する。

十六本山とは以下の表の通りである。

一致派	四条門流	妙覚寺	妙顯寺	立本寺
六条門流	本國寺	本満寺	(後に身延系)	
中山系	本法寺	頂妙寺		
身延系	妙伝寺			
勝劣派	富士派	要法寺		
隆門	妙蓮寺	(本門法華)	本能寺	(本門流)
陣門	本禪寺			
真門	本隆寺			
什門	妙満寺	(顯本法華)	寂光寺	妙泉寺

永祿七年(一五六四)十六本山は三ヶ条の条目として次のように決議した。⁽⁸⁾

一、法華經一部二十八品の肝心所伝の南無妙法蓮華經を以て一味同心して広宣流布を祈り奉るべき事

二、法理すでに一統の上は自讃毀他・私曲・謗言互いに停止せしむべき事

三、諸宗和談の間、本末互いに衆徒を誘取するべからざる事

帰京間近で、有力な後援もない中、まず内紛を止め、経済的基盤の確立を先決とした消極的な内容であった。事実、この和睦は洛中の実力者・松永弾正の斡旋によるものであった。

このころ要法寺本末を束ねていたのが日辰である。日辰は、北山と西山の不和を調停したり、富士派の和融によく奔走したが、教義上造仏論を立てるに至った。

背景にこうした洛中法華宗の摂受主義を止むなくされた政治情勢が強く働いていたことは否めないであろう。いずれにしても日辰の造仏論は日寛上人によって破折されるが、寛政度の要法寺本末の本尊争論はこれに起因しているのである。

信長の時代には、天正七年(一五七九)浄土宗との公場対決が安土城において行われ、信長より日蓮宗敗退を裁断され屈辱的な侘び状を提出、さらに秀吉の時代には文祿四年(一五九五)、大仏千僧供養の不出をめぐり洛中本山は分裂する。これがいわゆる受不受論争の発端となるのである。本満寺・日重を代表とする受派は寛正の盟約でも確認されたはずの謗法供養の不受について王侯除外論を標榜、妙覚寺・日奥を代表とする不受派はあくまで伝統主義を盾に他宗信徒からの供養不受を貫いたのである。両者は慶長四年(一五九九)にも家康の面前で大阪城において対決し、結局不受派への断罪へとつながったのである。

こうして中世から近世への教団の動向は度重なる権力からの圧力の前に、延命を第一義とする教団擁護論と教義の時代即応を図る教義時宜論が処世術として先行し、政治情勢すなわち王法の論理によってゆれ動いた時代といえよう。

第二期はこうした王法の權威に左右される体質を引きずりながらも京から江戸への政都の移行による関東教団の影響力拡大なканずく身延の台頭期に当たる。

慶長八年(一六〇三)江戸開府のその年、身延は二十一代の貫主に受派の中心格本満寺から日乾を迎える。これは王侯除外の不受を掲げる洛中教団の関東への進出の端とも規定でき、事実日乾は本来二十世になるべきところをわざわざ受派の牽引、本満寺・日重を、身延在山もないのに二十世につけることを条件に貫主についたのである。以後身延は日重一門によって占められ、幕府の宗教政策決定へも深く関わりつつ身延覇権への道を推進していくのである。

慶長十三年（一六〇八）什門の常楽院日経が起こした浄土宗との対決は浄土宗徒・家康の怒りに触れ江戸城での論争となったが、これに破れ、以後日蓮教団は「念仏無間」論を捨てて誓約させられてしまった。日乾の後を継いだ日蓮は「念仏無間は祖師の立義による」と言明、末弟の預かり知らぬところという責任遁れは免れない。翌慶長十四年（一六〇九）に出されたとされる慶長の盟約は「僧侶の言動から起きた慶長法難の苦い経験が、権力の弾圧に対する異常なまでの恐怖感となって取り決められた僧侶心得ともいうべきものであった。こうして江戸幕府への妥協路線、摂受主義への選択を余儀なくされる中で、江戸幕府と日蓮教団のパイプ役として身延の位置は着実に定着していったのである。

京都諸本山は影響力を失いつつあり、日重門下の身延進出を始め、中山法華経寺の京都離れ、池上本門寺、平賀本土寺、小湊誕生寺の台頭など関東諸本山は時流に乗って発言力を高めていったのである。そうした中で不受派の頭領格、日奥が赦免になつて帰洛したことは、関東のひいては全教団の中心とならんと盛んに幕府に接近していた身延を震愕せしめた。日奥は再び不受義を掲げて活動を開始、身延批判の論陣を張り当時の身延の指導陣である日乾（二十一世後再任）・日遠（二十二世後再任）の幕府追従姿勢を激しく非難し、ついには身延墮獄論とまで言い放ったのである。

日奥は洛中本山からも、関東の身延以外の本山格からも圧倒的な支持を受け、ついには元和九年（一六三三）京都所司代・板倉勝重から不受派の公許を獲得¹⁰、さらに京都諸寺法理統一之連盟を結成し洛中を不受義で統一したのである。関東諸寺もこれを支持する中で、それまで権威への妥協を繰り返しつつ教団を率いてきた身延の面目は完全に失われるかっこうとなった。身延日遠と日奥の論争は「破奥記」対「宗義制法論」¹²を発端として、受派・不受派の対立はいよいよ深刻さを増し、教団は完全に分裂状態に陥つたのである。かくして日奥死後、不受義の全権は池上日樹に引きつがれ、池上対身延の公場対決すなわち寛永七年（一六三〇）の身池対論へと発展するのである。もとより幕府の味方するところは身延の受義である。寺領を国主の供養とするか（受派）、仁恩とするか（不受派）は、受け取る側

の問題であつて封建体制を推進する幕府にとってはさしたる問題ではなかった。しかし、幕府の宗教統制上、王法為本に近い受派の義とそれまでの身延の従順姿勢からも、対論以前にすでに裁定は決していたのであった。裁定は洛中不受派の牙城・妙覚寺を日乾に、池上を日遠に、日樹以下（日奥はすでに死去）不受僧は流罪と決し、身延は一気に攻勢に出た。全教団に不受派敗北、寺領の国主供養の触れを出して、それに従うように勧告したのである。大石寺を始めとする富士五山（大石寺・北山・西山・小泉久遠寺・妙蓮寺）にも対論の幕府裁定に従い国主供養の一筆を取ろうとしている。これに対し富士五山は、容易に返書を出さず「国主の御恩は通れ難いものだ」¹³「御所所（日乾・日遠）の仰せを守れとの御状は確かに拝見した」¹⁴「国主の寺領供養は誘施ではあるが……」¹⁵等々の拒否を窺わせる表現を小出ししながら身延へ対応している。その後寛永八年七月に身延が「仏法に対する供養の趣き京都諸寺等何も相違無きの趣き申し来たり候、貴寺御同意候や」と身延への同心を強要しているのは富士五山が承伏していない証拠である。この間一年に亘るやりとりがあるが、その後の経緯は不明である。池上や中山・藻原が「地子・寺領は供養」との誓言を身延に提出している（正本身延山蔵）のとはきわめて対照的である。結局富士五山は誓状を最後まで出さなかったであろう。

さて、身池対論での教義上の論争においては不受派が優位に立っていた。伝統宗義である不受義に対し王侯除外制を立て、寺領は仁恩非供養というのに対しあくまで供養といい、日奥赦免の事実、京都所司代板倉伊豆守の公許状に對し、適用範囲を京都に限定するという身延の苦しまぎれの受義論は、当時教団信徒にとって到底受け入れられるものではなかった。それでも幕府は、教義上の勝劣は棚上げにして、①権現様（家康）の裁きによって不受不施義は邪義とし②それによって日奥は配流になったのであり、それに違背する日樹は遠島、権現様は板倉の公許状など覚えがないと仰せである③日奥は死後であるが対論の責任をとって累犯加重で骨を対馬流罪に処す、という裁定を下したのである。¹⁷

しかし、敗れた日樹側の不受義支持が僧俗の大勢を占めるなかで身延はたとえ人心が離れても、身池対論の裁定によつて獲得した教団の指導権を失うことはできなかった。進むべき道は幕府の権勢をバックに実質をとまう統率権を強行に掌握することであつたのである。

以後日蓮(二十六世)・日境(二十七世)・日覺(二十八世)の三代貫主はそれこそなりふりかまわぬ幕府訴訟を繰り返し、教団内部の反身延勢力を幕府の処断によつて排除していくというきわめて非宗教的な戦略のもとに身延覇権を實現していくのである。⁽¹⁸⁾

第三期はその完成期にあたる。寛永七年(一六三〇)の身池対論から寛永九年(一六六九)不受不施の惣滅までがこれにあたる。重要なことは、この期に幕府の宗教政策が次々に打ち出され、身延にとつて有利な展開となつた背景には、当時の身延歴代の貫主の反身延勢力抑圧への幕府訴訟があつたことである。幕府は教団の大勢を占める不受派の弾圧に容易に動かず、むしろ身延の執拗な訴訟に対してようやく重い腰を上げたというのが実情であつた。

寛永九年(一六三二)には日蓮宗における「本末体制」を決した寛永末寺帳の提出があり寛文四年(一六六四)には「宗門改め」の制度が全国に徹底し、そこから発展した「寺請制度」が実施されたのが寛文九年(一六六九)であつた。これらの幕府の諸政策によつて確定したことは、身延山久遠寺は教団の総本山となり、各寺院は寺領の国主供養を受け入れてはじめて幕府の朱印状が発行され、檀越の寺請を実施できることになつたのである。この経過の中で、不受派は壊滅的な打撃を受け寛文五年(一六六五)には不受不施法義が禁圧され、朱印状獲得のために「寺領の国主の慈悲による」として拝領するいわゆる悲田派が生まれたのである。寛文九年(一六六九)にはついに「不受不施之日蓮宗寺請禁止令」が出され、信徒は不受不施寺院を檀那寺にしても寺請が受けられなくなり、さらに宗旨人別帳・檀家制度の確立によつて、内信不受・外信受派の檀越という不本意な立場に追いやられていつたのである。これによつて不受派寺院は社会的にも抹殺され、元禄四年(一六九二)には悲田派も禁止となり最後まで抵抗していた碑文谷法華寺、

谷中の感応寺は天台宗に改宗し、内信不受・外信天台の道をとつたのである。

ここで、当時の教団における勢力範囲を知る上で参考となる日蓮宗各本寺の作成した寛永末寺帳について触れておきたい。この末寺帳は身池対論の三年後に幕府に提出され、それだけに身延久遠寺の末寺帳はその余勢をかつて末寺の了解も満足に取らないうちに幕府へ申告したものであることを前提に見ていく必要がある。

その一つの証左は日奥の出身である京都妙覚寺の末寺帳である。記載される末寺一〇二ヶ寺中「違背」四十九寺、「于今不参」三十一ヶ寺であり「随順」は六ヶ寺「同意」は一ヶ寺しかない。しかも、十九ヶ寺は「巷ヶ寺」と記載され「寺号失念」というのだから、内容的不備は免れず妙覚寺は幕府に本寺として公認されていたものの、その実態は全く管理の手の及ばない無力化したものであつたのである。次に身延山の末寺帳をみると全部で一千六十箇寺が記載されておりその内訳は次の通りである。⁽²¹⁾

身延直轄	四二二	その他	重須本門寺
池上・比企谷	一六五	富士	大石寺
藻原藻原寺	一〇三	妙蓮寺	
中山法華経寺	一三三	萱房 ⁽²²⁾	
真間弘法寺	三二	本門寺(西山)	
貞松蓮聖寺	六	碑文谷法華寺	
玉沢妙法華寺	五六	平賀本土寺	
小西檀林	一二	小湊誕生寺	
能登	二八	谷中感応寺	
本満寺	三三	他	一一三

これから言えることは関東の諸寺を全て網羅しており、大石寺初め富士五山が入っていることから身延の独自の判断で挿入していることが窺えるのである。他不受派の本寺として身延に抵抗してきた中山、池上、真間、小湊、碑文谷、平賀等も記載しており、身延との本末関係は順当な手続きを踏んだ上でのものなのか疑わしい限りである。むしろ、関東の有力寺院を配下とする体制の承認を幕府から得て、既成化しようとしたのではないだろうか。

身延末寺帳がどういう経過で作成されたか詳細は不明だが、おそらく幕府も関東の有力寺院をすべて身延久遠寺末として提出する許可を与え、その他については京都の有力寺院が指名されて作成したのであろう。したがって大石寺等をはじめ関東有力寺院には末寺帳さえ提出する権限を与えられなかったものであり、むしろ載らない寺院の数の方が多かった。

いずれにせよ幕府の身延擁護政策が身池対論・寛永末寺帳その他の宗教政策に一貫して発揮され、身延主導の権力便乗路線が教団全体を覆ってしまう時代こそ、近世日蓮教団の最大の特質であったのである。

第四節 富士門流法難の背景

以上第二節で幕府の宗教政策を、第三節で身延の台頭を論じてきたが、これと富士門流法難との関わりはいうまでもなく密接不可分である。

江戸期における富士門流法難は、幕府の悪しき法令・制度によって純真な信仰心を抑圧されたものであったが、幕府側の論理から言えば、法的な根拠に基づいての処断であった。その点では、ある一定のルールにのっとった合法国家といえるものであった。したがって当該寺院が富士門流の僧俗を訴える場合でも、周到に富士門流側の幕法違反への法的根拠を挙げるのが前提にあったのである。その各法難への法的根拠は次のようであったと考えられる。

一、集団的離檀……千葉・尾張

離檀については「檀越の輩何寺たりと雖も其の心得に任すべし僧侶方争うべからず」「諸宗寺院法度⁽²³⁾」という宗旨選択権の一応の容認も、末端行政維持の名分の前には何の効力をも持たなかったというのが実状であろう。「寺社出訴に付き触書」という天明二年（一七八二）に出された触れには「是迄寺院の出訴は本寺触頭之添簡を以て奉行所へ罷り出て」いたものが「以来地頭之有るは寺院の出訴は御代官、領主、地頭と本寺の添簡を以て罷出⁽²⁴⁾」なければならなくなったように手続きを重視しつつ、幕府の宗教行政は時代とともに規制が強くなっていったのである。

「改派は特別の事情ある時は領主に届出でその許を得て行ふ事を得、領主は本寺より交渉ある時は改派を差押ふることを得（諸家秘聞集⁽²⁵⁾）」と離檀も手続きを踏まえることが原則であるが、これを無視して大量離檀した千葉の信徒達への処断は過酷なものであった。

「御府内の儀、宗旨思い寄せの様に之有り候へども、遠国の儀は格別に候。譬へば旦那百人之有る処、離旦仕りたき旨申し候、某は真言宗に帰依と申す、某は日蓮宗に帰依と申す、段々旦を離れ減少の時、其の寺相立たず候間、何方より願ひ出で候とも離旦の儀相許さず候段、相心得申すべき候 寺社奉行⁽²⁶⁾」
 というように初めの檀那寺の既得権は強く保護されており、それを切り崩し、講を次々と結成していった尾張では、日蓮宗他派寺院の激しい締め付けにあったのである。

二、本末制度不従……讃岐

幕府は中央集権体制確立のために、宗教界にも本末制度を強要的に導入したのであるが、それだけに本寺の末寺に対する権限は絶大であった。

「諸末寺本寺の法度に違背すべからざる事」（曹洞宗法度）

「末寺なれば本寺の下知に違背すべからざる事」（関東天台宗法度）

「諸末寺本寺の法度を相守るべし」(真言宗法度)というような家康の治世に出された諸寺院法度を見れば明らかである。⁽²⁷⁾

その本末の関係を公的なものとするために、幕府が提出させたのが諸宗本末帳で、寛永九年(一六三二)元禄五年(一六九二)延享二年(一七四五)天明六年(一七八六)の四度にわたり、本末間訴訟の裁定に積極的に対処する姿勢が窺われる。

その場合、基本的な姿勢は関東在寺院重視にあった。「天台宗法度」第四条に「関東本寺(東叡山寛永寺)の儀を受けずして山門(比叡山延暦寺)より直ちに証文を取るべからず」とあるように、一世を風びした延暦寺さえ疎外される体制であったのである。讃岐本門寺がその伝統的正当性をいくら主張しても政治的背景の前には北山の末寺として甘んじなければならなかったのである。

三、禁制の宗義……金沢、八戸

金沢、八戸法難で嫌疑を懸けられた「不受不施義」「切支丹」等の禁制については「天下の敵、万民の怨は切支丹・不受不施・悲田宗・馬転運。(宗門檀那請合之掟)」とある。この「宗門檀那請合之掟」は「徳川禁令考」編纂の段階で(明治十五年頃)幕府法令として挿入されたものであるが内容上明らかに偽文書である。しかし、この史料はほとんどの寺院に伝えられており、公文書として絶大な影響力を発揮していたのである。⁽²⁸⁾

金沢法難で嫌疑を懸けられた「三鳥派」についての処断内容は次の通りである。

「一、三鳥派不受不施類の法を勧め候もの改宗致すべく申し候ども遠島但し勧め候もの、俗人に候はば、其の子ども宗旨改め致すべく申すに於ては所払い。妻は構い無し

一、同伝法を請い、其の上勧め候ものへ

宿いたし候もの

遠島

一、同伝法を受け候うち、勧め候ものへ

住所等世話いたし候もの 右同断

但し、改宗致すべく申すに於ては田畑取り上げ所払い。(御定書百ヶ条・寛文十一年・一六七二)⁽³⁰⁾

金沢藩は役寺であった妙成寺の答申に基づいて、大石寺に邪義が混入していると判断し、国禁の触れを出すに至った。しかし、富士門流の教勢は衰えず触れは四度にわたり、特に四回目の国禁は藩内一般にまで徹底されるものであった。「加賀藩史料」によれば「富士大石寺派の信仰の族これ有り、俗家においては宗義を勧め込み申す由に候。右宗派は御領内に末寺無き候に付き、紛らわしく宗門の筋相立ち難き候旨、信仰致さず様先年相触れ候処、近年猥に相成り、信仰の者これ多く有る跡相聞え、不屈きの至りに候。」(明和八年・一七七〇)⁽³¹⁾とある。

四、廃寺復興……仙台

「只今迄は、新地寺院の内、最早段々潰れ候分、再興の儀、並びに庵室の類、寺院に取立て候儀は、弥よ以て堅く御停止の間其の意心得らるべく候(新地寺院停止の内達・元禄五年・一六九二)」⁽³²⁾とあるように原則として再興による新寺も認められなかったが、藩の裁量に任されていた面もあり、全く不可能というわけではなかった。仙台の建立の請願は手続き上はならぬ問題はなく検断沙汰に及ぶようなことは微塵もない。にもかかわらず日如師が二十七年流罪となるなど仙台藩の不当な処断であることは否めない。

五、自讃毀他……弘化度

「経釈書の文義を解説して、旦那の信心を勧る事を肝要と致し、自讃毀他の軽賤雑言致すべからずの事(諸宗僧侶法度・享保七年・一七二二)」⁽³³⁾

これは浄土宗論の結果として制定されたもので、折伏を本義とする日蓮教団としては厳しい内容であった。弘化度においては、大石寺・日蓮宗他派両成敗となった。

二六、統制混乱……寛政度、伊那

寛政度については要法寺の洛中本山間の盟約破棄に基づく統制混乱であり、伊那では城倉茂左衛門の大石寺信仰が理解されず、新規の祈禱的信仰を以て領内既存の寺院を破壊させたかどで罰せられている。

「新規の神事・仏事致し候もの 出家・社入に候はば其の品重きは 所払い

其の品軽きは 逼塞 俗人に候はば 過料……（御定書百ヶ条・寛文十一年・一六七二）⁽³⁴⁾」

これらの法的根拠はあくまでも幕府側の宗教統制上の都合によって敷かれたものであり、たとえ各法難の様相が異なり、法的根拠を異にしていようと、すべて純真な信仰心にめざめ、富士門流信徒として不退の姿勢を貫き通した途上で、まず檀那寺の直接的攻撃を受けついには幕藩の処断を浴びたものである。そして、これら檀那寺の多くが幕府公認の寺院であることが、法難に大きく影響したことを看過してはならない。幕府は寺院間相論・寺院檀越間離檀訴訟・新寺建立申請に関する裁定上の基準材料として「寛永末寺帳」を基本に置いていた。富士門流法難に関わる他宗他派の諸寺院が「寛永末寺帳」に記載される例はきわめて多い。当時「末寺帳」に記載された寺院は全国の六分の二に満たなかった。⁽³⁵⁾ それだけに記載されているという事実は大きな権威を有していたといつてよい。延享二年（一七四五）に幕府から出された「寺院本末争取捌に付き内達」⁽³⁶⁾に「一、寺院本末争論の事、寛永十年諸宗よりさし上げ候寺院本末帳をもつて、取り捌き申すべき儀もろんに候。とある通りである。

次の表は富士門流法難で幕藩の検断沙汰を招来させた諸寺院の中で「末寺帳」に記載されるものである。

弘化度 光徳寺（身延派）・円明寺（本国寺系）

尾張 本遠寺・法華寺（本国寺系）・常徳寺（妙満寺系）

妙本寺（本城寺系）・本住寺（池上系）・大光寺（身延派）

寛政度 法華寺（本国寺系）

讃岐 北山本門寺（富士系）

金沢 実成寺（陣門系）妙成寺（身延派）慈雲寺（妙蓮寺系）

上表にない法難はどうであったか。八戸法難では、本寿寺と対立しているがこの寺は什門系であり、藩の処断にこの本寿寺の意向が反映していることが窺われる、伊那の場合は日蓮宗深妙寺など三箇寺によって独占されていた体制を崩したことが発端で、この三箇寺の反発が処断を招いている。

仙台法難はやや事情を異にしている。仙台藩には大石寺の末寺並びに要法寺の末寺が多く存在し、藩内においてある程度大石寺への理解があつたと考えられる。ここで「大石寺明細誌」（日量上人・文政六年・一八二三）が大いに参考となる。明細誌には四十六の大石寺末が記載されており、量師正本はないが仏嚴寺住僧の日倚写本には「文政七年（一八二四）記」とあり日亨師もこれには信頼をおいているので十九世紀後半の大石寺の勢力をある程度つかむことができる。四十六箇寺の地域別は次のようになる。⁽³⁸⁾

駿河 十 奥羽 十二 下総 三 武蔵 五（うち江戸 三）

相模 一 下野 三 常陸 一 上野 一

上総 一 摂津 二 京 一 阿波 二

因幡 三 和泉 一

以上述べてきたが、最後に江戸期の富士門流法難の顛末について言えば、金沢からは三十七世の日奉上人と四十七世日珠上人が、仙台からは四十三世の日相上人が登座され、八戸には、藩主の入信を見て玄中寺（二八六一）が幕末に建てられるなど、宗門史に輝かしい足跡を残したのである。さらに幕藩体制が崩壊し悪しき法的根柢が崩れさった近世初頭、伊那には信盛寺（二八七四）、金沢には妙喜寺（二八七九）が、讃岐本門寺は大石寺末寺として復帰し、尾張には興道寺（一八七九）が建立された。寛政度の要法寺末だった仙台の仏眼寺はやがて正式な大石寺末となった。まさに、先達の不退不屈の精神は、後継者たちによって次々と結実開花していったのである。

注

(1) 各法難についての正宗関係の主な参考文献・論文は次の通り。

- 尾張「尾張法難史」「同史料」日亭上人
伊那「信盛寺史」日達上人
金沢「秘録・金沢法難」聖教新聞金沢支局編
「当流法難史」暁鐘編集室
「大日蓮」千葉 四九七号、仙台 四九〇、四九一号、尾張 四七一、四七三、五〇三、五〇四号、伊那 四七四号、八

戸 四七五号、弘化度 四六六、四六八号

「大白蓮華」仙台 一三四号、尾張 二四四、二四五、二四六号、伊那 一三八、一三九号、八戸 二四〇号、讃岐 二四三号、金沢 一三六号

(2) 「日蓮宗宗学全書」二十卷一九八頁 内容は、一致勝劣両派が協力しあい、各本山間の連携を強化し、団結を乱さぬように、という和を重視している。寛政度の法難は直接的には尾張・法華寺が京都諸宗会本に要法寺末の正興寺（尾張在寺）が造仏を廃していたのを訴えたのを端とする。法華寺の訴えは「十五本山申さるる様は前に天文法難の砌り十六本山諸事同様に致すべき旨証文連印致し置て今般如何にして同ぜざる様は計られ候や」（「富士宗学要集」九卷三五頁以下「富要集」と略称）というものであった。江戸期以前の洛中本山の盟約には一致勝劣の和睦を図った「寛正の盟約」一四六六年、同じく「永祿の盟約」一五六四年とこの「天正の盟約」一五七五年がある。

(3) 「要法寺と正興寺計り三玉を飭り候へども出雲国末寺五十箇寺濃州関大雲寺等の諸末寺ゆへ有りて今に飭り申さず、富士山の通りに候」（富要集九卷三五頁）とあり、当時要法寺の末寺数は六十一箇寺うち出雲には二十八箇寺あり最も多かった。(4) 触頭とは幕府の通達を直接受け、管轄の諸寺にそれを伝達したり、諸寺からの訴訟を受理し幕府へ上申する機関であった。江戸在寺の触頭に対して各藩の在寺の触を特に小触頭ともいう。

(5) 寺社奉行には幕府の寺社奉行と各藩の寺社奉行があったが、原則として藩内の寺社の直接の支配者は幕府の寺社奉行であった。藩の寺社奉行の主な職掌は、藩主の寄進による寺社については支配権を有し、一般社寺については、①宗旨人別張の作成、②社寺に関わる訴訟の裁決、③改宗・改派の許可等であった。しかし、②③については幕府の寺社奉行に届け出る必要があった（梅田義彦「改訂増補日本宗教制度史」近世編一三九頁以下「制度史」と略称）。

(6) 当時の人民の階層には、公家・武家・神職、僧侶・平民（農工商）・賤民の五つがあった。

(7) 慶長六年（一六〇一）の高野山法度から始まり、幕府開府後は比叡山法度より最後が身延山久遠寺法度であった。唯一、身延山久遠寺法度だけが、家康逝去後の制定である。

(8) 正式には「一致勝劣都鄙和睦之条目」

(9) 宮崎英修「不受不施派の源流と展開」（二五〇—二五二頁）によれば慶長の浄土宗との宗論（一六〇八年）の後に出されたとしている。

(10) 辻善之助「日本仏教史」九卷二一五頁以下「仏教史」と略称
「法華宗中の事、祖師以来の制法なるに依つて施他宗の志を受けず殊に諸勧進以下不出の儀尤も其の意を得候、向後京中

に勧進の儀申し出の旨之有りといへども当宗の儀は先規の例に任せて相除くべきの事
元和九年十月十三日

板倉伊賀守 勝重 在判

(11) 「仏教史」二二六頁

「一」京都諸寺法理一統之連署

此の度板倉伊賀守殿継目の御折紙に付き集会を遂げ、重々談合仕り先規に任せて申請の上諸寺一統為るべく候、毛頭私の異義有るまじく候、其為に連署此の如く候

元和九年十月二十日

以下十五本山の連署が続いている。

(12) 「日蓮教学研究所紀要」十五号卷末

(13) 「富要集」八卷四一五頁

(14) 同四一七頁

(15) 同四一七頁

(16) 宮崎英修「不受不施派の研究」二二二頁

(17) 宮崎英修「不受不施派の源流と展開」四二〇頁

(18) 寛文元年まで二十三回もの訴訟を起こしている。宮崎英修「不受不施派の研究」五六―五八頁

(19) 「制度史」四二〇頁

(20) 同四二〇頁

(21) 「大日本近世資料」諸宗本末帳下 三六―八〇頁

なお、明治二十六年の身延作成による「本山中小本寺取調控」(「日蓮宗宗学全書」二卷二一八頁)には三六五箇寺が挙げられている。もちろん富士派は入っていない。

(22) 「富要集」八卷四〇五―四二二頁に武田信玄が身延山久遠寺の為に小泉久遠寺の寺号変更を企て身延と小泉並びに保田妙本寺の間で争論があり(一五七―一五九三年)両者の書簡が掲載されている。こういう背景もあって「寛永末寺帳」提出の段階で小泉は営房(萱ぶき屋根の僧坊の意)と記されたのであろう。

(23) 「徳川禁令考」前集第五卷二十頁

(24) 「制度史」三〇六頁

(25) 「仏教史」一一三頁

(26) 「制度史」二九九頁

(27) 「仏教史」二二七頁

(28) 「制度史」二五三頁

(29) 「日本仏教史 近世」圭室文雄 一八〇―一八七頁

(30) 「制度史」三一九頁

(31) 「加賀藩史料」第八編六六八頁

(32) 「制度史」二九二頁

(33) 同二九七頁

(34) 同三二〇頁

(35) 「諸宗末寺帳」によれば天台宗・真宗を除いて約一万一千箇寺が記載されているのに対し、「制度史」一六五頁によれば全
国の寺院は九万から十万箇寺あったとされる。

(36) 「制度史」三〇八頁

(37) 「富要集」九卷四一四頁

(38) 「富要集」五卷三五二頁

(39) 「研究教学書」富士学林、二十四卷六六七―七九二頁

(こばやし まさひろ・委嘱研究員)